

| | 鳥取県公報

平成24年3月30日(金) 号外第34号

毎週火・金曜日発行

			□	
			目 次	
\Diamond	規	則 .	鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則((35) (水産課)・・・・・3
			鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準の一部改正(220)(〃)	6
v	_	•		

------公布された規則のあらまし------

◇鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

経営等改善資金のうち漁ろう作業省力化機器等設置資金の貸付対象に潮流計等の設置が追加されたことに伴 い、現在特認資金として設置している潮流計測装置設置資金を廃止する等所要の改正を行う。

- 2 規則の概要
 - (1) 経営等改善資金のうち潮流計測装置設置資金を廃止する。
 - (2) 青年漁業者等養成確保資金のうち研修教育資金について、貸付限度額を改める。
 - (3) その他所要の規定の整備を行う。
 - (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

則

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第35号

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和55年鳥取県規則第1号)の一部を次のように改正する。

置間
間
間
略
略
略
略
年
内
略
<u> </u>

1	IT A I			ナッナ it のTII	l i	1	1
するための研 <u>(2)</u>				するための研			
	<u> </u>			修で、知事が			
	ては、			定める基準に			
適合するもの <u>1人</u>	<u>につき</u>			適合するもの			
を受けるのに <u>1,0</u>	00, 000			を受けるのに			
必要な資金 円				必要な資金			
2 高度経営技				2 高度経営技			
術習得資金				術習得資金			
青年漁業者 1人	<u>又は1</u> 略	略		青年漁業者	1,500,000	略	略
が行う近代的 団体に	<u>こつき</u>			が行う近代的	円		
な沿岸漁業の 1,500	0,000			な沿岸漁業の			
経営方法又は円				経営方法又は			
技術の習得				技術の習得			
で、知事が定				で、知事が定			
める基準に適				める基準に適			
合するものに				合するものに			
必要な資金				必要な資金			
3 漁業経営開				3 漁業経営開			
始資金				始資金			
知事が定め 1人	<u>又は1</u> 略	略		知事が定め	20, 000, 000	略	略
る基準に基づ 団体に	こつき			る基準に基づ	円		
き、青年漁業 20,00	00, 000			き、青年漁業			
者又はその組円				者又はその組			
織する団体				織する団体			
が、近代的な				が、近代的な			
沿岸漁業の経				沿岸漁業の経			
営を自ら行う				営を自ら行う			
場合に当該経				場合に当該経			
営を開始する				営を開始する			
のに必要な資				のに必要な資			
金				金			
-11/-			L	317.			

別表第2 (第11条関係)

力リ	衣弟 2 (第11宋)			
	貸付金	貸付け	区分	証明
		の条件		書等
	操船作業省力化機器等設置	略		
	資金、補機関等駆動機器等			
	設置資金、燃料油消費節減			
	機器等設置資金、救命消防			
	設備購入資金、漁船転覆防			
	止機器等設置資金、漁船衝			
	突防止機器等購入等資金、			
	婦人・高齢者活動資金、又			
	は漁業経営開始資金			

別表第2 (第11条関係)

貸付金	貸付け	区分	証明
	の条件		書等
操船作業省力化機器等設置	略		
資金、補機関等駆動機器等			
設置資金、燃料油消費節減			
機器等設置資金、救命消防			
設備購入資金、漁船転覆防			
止機器等設置資金、漁船衝			
突防止機器等購入等資金、			
潮流計測装置設置資金、婦			
人・高齢者活動資金、又は			
漁業経営開始資金			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定により貸し付けられている沿岸 漁業改善資金については、なお従前の例による。

示

鳥取県告示第220号

昭和55年鳥取県告示第60号(鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準について)の一部を次のように改正し、平成24 年3月30日から施行する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

改 正 後					改正前									
						forter and Array NV forter and Array No.								
第						第1 経営等改善資金								
	種類	貸付対象	貸付限度額	貸付け				種	類	貸付対象	貸付限度額	貸付け		
				の相手		決定						の相手		
				方		の時						方	の時	
					期	期							期	期
	略			略					略			略		
			貸付けを受け								貸付けを受け			
	損壊		る者が個人の								る者が個人の			
	防止		場合は700,000								場合は700,000			
			円、団体又は								円、団体又は			
	等 購		会社の場合は								会社の場合は			
	入資	器付きブ	1,300,000円					入	資	器付きブ	1,300,000円			
	金	イ)で知						金		イ)で知				
		事が別に								事が別に				
		定める基								定める基				
		準に適合								準に適合				
		するもの								するもの				
		の購入に								の購入に				
		必要な資								必要な資				
		金								金				
								潮	流	音波によ	2,000,000円			
								計	測	り船下の				
								装	置	潮流の方				
								設	置	向、流速				
								資:	金	等を感知				
										する機器				
										等で知事				
										が別に定				
										める基準				
										に適合す				
										るものの				
										設置に必				
										要な資金				
l	<u> </u>						l			~ ~ ~ *		J		

平成24年3月30日	金曜日	鳥	取	県	公

号外第34号

第2及び第3 略

第2及び第3 略

備考 改正部分は、太線で囲まれた部分である。